

マッセ・市民セミナー  
福祉を学ぶ府民講座③

## 親族後見人と市町村権利擁護事業担当者 のための成年後見制度研修会

日時 平成23年12月6日（火）

場所 大阪社会福祉指導センター 5階ホール



## 市町村の権利擁護事業の現状について

三 浦 剛 氏  
(大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課)

私の話は「市町村の権利擁護事業の現状について」というタイトルですが、市町村の権利擁護事業といった場合に、大きく分けて二つあると思っていただければいいと思います。一つは成年後見の関係、もう一つは日常生活自立支援事業ということで、この二つを中心に説明をさせていただきたいと思います。

### 1. 成年後見関係事件の概要

#### 1-1. 過去5年における申立件数の推移

「成年後見関係事件の概況」について、最高裁判所事務総局家庭局からの資料の「過去5年における申立件数の推移」というデータを見ますと、総数が平成18年は3万2,125件、19年度が2万4,727件、続いて20年度が2万6,000件、21年度が2万7,000件で、22年度は3万79件となっています。平成18年が多かったのですが、次の年に減って、また戻っています。18年はなぜ多いかといいますと、障害者自立支援法が施行されて、障がい者の方につきましても措置から契約ということになりまして、後見人を必要とする事件が増えたことによるものと考えています。

#### 1-2. 申立人と本人との関係について

後見を必要とされる方の人数はどんどんと増えているのですが、一体どういう方が申し立てを行っているかを見ていきたいと思います。総数が3万121件の中で、本人、配偶者、親子・兄弟姉妹、その他親族、法定後見人等、任意後見人等、検察官、市区町村長があり、市区町村長が全体の約10%になっております。「本人」というものも、実は本人さんが単独で申し立てされるのではなくて、恐らく市区町村の担当の方、もしくは市町村社協の方、民生委員の方などがかわっておられる場合が結構多いのではないかと



考えています。

市区町村長申立は、全体の割合から見てもまだまだ活用されていないというところですが、これがどんどん増えてくるのだろうと考えております。

### 1-3. 成年後見人等と本人との関係について

成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係は、配偶者、親子、兄弟姉妹、その他の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約58.6%ということで、6割ぐらいを親族や配偶者の方が担っています。NHKなどで取り上げられていましたが、無縁社会ということで、これからは身寄りのない方に対して後見人が必要とされる場面が増えてくることになると思っております。今後はそういった方の件数がどんどん増えてきて、身寄りがいない方は誰が面倒を見るのかということが問題になってくると思います。

## 2. 成年後見に関する規定

その問題に対処するために法律が改正されています。「老人福祉法（平成23年改正）」第三十二条の二「後見等に係る体制の整備等」がこの6月に新しく追加されました。条文は省略しますが、「市町村で後見できる人を研修等で養成して、裁判所に推薦できるような体制をつくるように努力してください。」というようなことが書いてあります。一般的にはそういう方は市民後見人という名前を付けて、どんどんそういう方を増やしていこうということで、国を挙げて法律を改正して、推進しています。

## 3. 市民後見人について

厚生労働省のウェブサイトに載っていますが、市民後見人とは一体どういう方々か。定義や所掌範囲は明確に決まっているものはないのですが、研究会の報告書などでは今のところ、「弁護士や司法書士もしくは社会福祉士といったような資格は持たないけれども、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」と定義されております。



#### 4. 市民後見人の育成及び活用

大阪府内でも岸和田市、岸和田市社会福祉協議会と大阪府社会福祉協議会で市民後見人育成の取り組みを始めています。大阪市は、平成18年から既にこの市民後見人の養成をしており、今現在60名弱が実際に活動されているとのことです。

#### 5. 日常生活自立支援事業の実施状況

もう一つの柱が日常生活自立支援事業です。事業の内容は大きく分けて三つあります。一つ目が、福祉サービスの利用援助（介護保険などの福祉サービスを利用する際のお手伝い）、二つ目が、日常的な金銭管理のお手伝い、三つ目が、通帳や証書類、印鑑の預かりです。こういったサービスを受けられるように、福祉の専門の方の指導を受けた相談員の方に来ていただくことにより、利用者の方が自立した生活が可能になるようにしようとしています。この事業もどんどん利用者が増えていまして、平成22年度末1,624名、平成23年の10月末で1,700人を超えたと聞いております。

#### 6. 専門員と支援員の動き

本日は親族の方で後見等の業務をされておられる方も来られていると思います。そこで、日常生活自立支援事業とは一体何なのかという疑問があるかと思えます。

専門員の方が主に計画といいますか、本人にかかる支援を任されているということで、サービスの調整を行います。例えば本人との関係づくり、家族との調整、契約前の調整、書類の関係等をやっていただいて、生活支援員の手配をしていただきます。そして、実際は生活支援員が、利用者のお宅を訪問して、いろいろな支援をしていきます。

#### 7. 日常生活自立支援事業と成年後見人制度の比較

日常生活自立支援事業と成年後見制度の違いを見ると、一番違うのが対象者で、日常生活自立支援事業は、「精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者」で、成年後見制度の場合は「精神上の障がいにより事理弁識する能力」、これは判断能力ですが、この能力が不十分な方に補助人を、著しく不十分な方に保佐人を、能力を欠く常況にある方に後見人を付けるというこ



とで、成年後見の中では判断能力の程度によって区分がされています。

担い手・実施機関につきましても、日常生活自立支援事業は社会福祉協議会などで実施されます。成年後見のほうは補助人・保佐人・成年後見人、親族、司法書士や社会福祉士などの専門職、もしくは法人があたります。

手続きも、日常生活自立支援事業の方は社会福祉協議会に相談、申し込みをする、成年後見の方は裁判所の手続きを経なければならないということが違います。

それと費用ですが、日常生活自立支援事業では契約後の援助は利用者の負担で、詳細な値段につきましてはさまざまです。それに対して成年後見制度の方は、すべて本人の財産からの支弁になります。ただ、これも成年後見制度利用支援事業という事業がありまして、市町村から助成のある場合があります。

介護保険法第115条の44第4項に、障害者自立支援法の地域生活支援事業（任意）と書いてあるのですが、これは今のところ任意なのですが、平成24年の4月1日からは必須になるということで、各市町村において、障がい者の方が後見等を必要とされる場合で、かつ必要な費用の負担が困難な場合等には、専門職後見人への報酬や申立てにかかる費用等について、補助を行う事業を実施することとされました。

## 8. 「地域福祉権利擁護事業」と「成年後見制度」の関係概念図

成年後見制度の場合は、後見人による本人意思決定の代行支援ということで、財産管理、身上監護に関する法律行為、あるいは身上監護ですので、病院、施設に入所しようというときの契約といった法律行為を本人に代わって行うことができます。つまり、「取消権、同意権、代理権」があります。

日常生活自立支援事業の場合は、日常的な金銭管理ということで、「取消権、同意権はない。」ということになっております。本人との契約では適切なサービスということで、ヘルパーさんに「こうされたらどうでしょうか」というところまではやっていただくのですが、本人に代わって契約をするところまではできません。

以上、「市町村の権利擁護事業の現状について」ということで、本当に大まかなところだけですが、説明をさせていただきました。

## 親族後見人として知っておきたいこと

社会福祉士 盛田朝美氏

今日は「親族後見人として知っておきたいこと」という題ですが、参加者の方の名簿等を見せていただくと、現に後見人や保佐人のお仕事をされている方、その後見人や補助・保佐の予定をされておられる方、あるいはこれからしようかと考えておられるような方が来てくださっていますので、制度と実際にやられている方が少し気を付けておいた方がいいと思う点を交ぜながらお話をさせていただこうと思います。

### 1. 成年後見制度の申立ての動機

成年後見制度ができたのは2000年4月なのですが、最初のころはそんなに知られていなくて、私もよく銀行などに行ってお金の引き出しをする時に、「親族でないとは駄目です」と言われたりしました。最近になってようやく「後見人です」と言って登記事項証明書を見せるとOKという具合になりましたが、2～3時間銀行で待たされるのはざらでした。その支店では分からずに東京の本店に聞いているからと一つずつ聞かれたり、「実印を持ってきてください」と言われたりしましたが、今ようやく定着してきているのかなと思います。

先ほど現状の説明もありましたが、親族がなられているという例が60～70%ありますので、親族に対して、こういうことは気を付けておいた方がいいよというお話もということで、今回のような講座になりました。

#### 1-1. 本人が申立てるとき

本人が申立てたいと思うときはどんなときかといえば、親御さんと一緒に暮らしていたり、施設に入られていても、自分一人で暮らしてみたいと思われている方がいらっしゃるのです。その方に少し障がいがあっても誰かが援助をすれば大丈夫というときに、自分で「この部分だけ少し手助けしてくだ



さい」ということで申立てをされます。

本人申立てが可能かなと思うのが、補助類型や保佐類型です。一番軽いの  
が補助です。中間ぐらいが保佐、後見類型になると認知症が進んでいるなど  
判断能力の低下がある人ということになります。本人申立てができるのは大  
体保佐レベルぐらいで、後見類型になれば大変ではないかと思います。

## 1-2. 親族が申立てるとき

親族が申立てるときですが、最近よくあるのは定期預金を解約しにいこう  
とすると、今までなら同居の家族がお父さんやお母さんのものを引き出せま  
した。今は駄目なのです。本人確認が厳密に行われていて「本人に来ても  
らってください」と言って、出してくれません。ですから、定期預金を解約  
したいときに、認知症があるということが分かれば「後見制度を使っ  
てください」と銀行は勧めます。

それから、消費者被害です。私も母のことでは随分ありました。母はおだ  
てられればいろいろなものを買う人ですから、70~80歳ぐらいになったとき  
に、若い人が着るような柄の着物でも、「よく似合うわ」と言われて、100万  
~150万円という着物を買っていました。そして、「親切なのよ。お茶わんを  
洗ってくれるわ」という感じで、羽毛布団、空気清浄機、浄水器など、いろ  
いろ高価なものをどんどん買ってきました。セールスの人に弱いのです。  
その契約をしたとき、うちの母は後見制度の申立てをしていませんでした。  
本人の判断能力が分からないということは、契約能力があるということなの  
です。病院でもアルツハイマーなどいろいろな診断が出ていれば、後で「母  
は契約能力がありません」という形で契約を取り消すことも可能だったかも  
しれませんが、うちの母の場合はそれができませんでした。ですから、後見  
類型の被後見人ですよというものがやはり必要かなと思います。

また、銀行に保険の満期や事故などの保険金が伴うときに、本人の判断能  
力がなくなっている場合には、受取人になっておられる方が手続きを代わり  
にすることになります。ですから、保険会社から「成年後見制度の申立てを  
してください」と言われるケースがあります。

このように最初の取っ掛かりにはいろいろなことがあります。不動産を  
売ったり、遺産分割したいと思ったりしたときに、判断能力が欠けている方  
に対して、自分たちが思うのではなくて、外部から「そういう制度がありま



すので、手続きをしてください」と言われるときがあります。そのときには、申立ての動機があるわけです。

また、その手続きをすれば保険は満期になった分がもらえる、補償金がもらえるなどですが、その一つのことが終われば、後見制度を変えることができるのかとよく聞かれます。変えることはできません。審判をいただく人が補助類型、保佐類型、後見類型と診断を受けると、その後見人はずっと後見業務を行うのです。つまり一つの動機が解消したとしても、その後ずっと後見の業務はやってくださいということです。軽く考えて自分の必要なことだけ解決すれば、後は親族ですから報告を出さなくてもいいと思ったりする人がいますが、そうではなくて、これから先ずっとということです。

### 1-3. 市町村長が申立てるとき

次に申立てをするときに、親族がいない場合です。今回来られている方は親族の方がいらっしゃるのでもあまり関係ないかと思いますが、親族がいないときは市の方で二親等以内の方を探します。その方に対して「申立てをやってくれますか」という文書を出して、どなたもやってくださらない場合は市町村長申立てということになります。あるいは二親等以内の人で「やります」とおっしゃる方がいても、その方がご本人の預貯金を勝手に引き出しているという情報が事前にあったり、虐待などがある場合には、市町村長申立てをします。それも勝手にしてはもらえないので、民生委員などの福祉関係者や近所の方が市町村に、市町村長申立てしてくださいと要請することになります。

次に「申立人本人の同意は必要か」ということです。お母さんが後見制度を使いたいと思っても、本人が「そんなものは要らない」と言って嫌がっているからできないということがあります。そこで、「本人の同意」についてですが、「補助のときは本人の同意が必要、保佐や後見になれば本人の同意は不要」となっています。だから、本人が承諾していなくても、保佐や後見では後見の申立てができます。つまり、親族や市町村長が必要だと思えば申立てができるということです。

## 2. 成年後見制度の意義・理念

成年後見制度ができた理念や意義ですが、高齢者で認知症や知的障がい



持っていらっしゃる方、精神的な障がいを持っていらっしゃる方の福祉を充実するために、こういう成年後見制度ができました。

ノーマライゼーションという言葉は皆さん最近新聞やテレビで聞かれるようになられたと思います。ノーマル、普通の世の中とはどんなことか。障がいのない方の社会と障がいのある方の社会があります。障がいのある方が障がいのない人のように生活をしましようというのがノーマライゼーションではないのです。ノーマライゼーションとは、障がいのある方も障がいのない方もひっくるめていろいろな方がいて普通の世の中ですよということです。そういう社会が当たり前だということです。その定義や理念にのっとって普通の生活が送れるように、障がいのある方、あるいは認知症などで判断能力の低下した方も普通に生活ができるようにというのが理念です。

それと、介護保険の手続きや自立支援法などの手続きで、施設やサービス事業者といろいろな契約をします。最近、契約の世の中になってきています。その契約のときに不利益を被らないために、自己決定するときに少しサポートが必要です。自己決定の尊重のためにこういう制度も活用しましようということです。

昔々、障がいのある方を表に出すのを嫌がった時代がありました。実は昨日も障がい者施設に行つて、昔はお食事もお部屋に運んで、そこのお部屋から出たらいけないと言われていて、座ったままなので足も拘縮してしまって硬くなって立てない、歩けないという方が入所されてきたときの、機能訓練のお話を聞いてきました。ですから、やはり本人がまだできる能力を活用してもらおうということです。一番判断能力が低下している後見類型でもご本人ができることは結構あります。ですから、その残っている能力を生かしていただくために、その活用ができるための相談に乗ってくれる人、あるいは契約をしてくれる人をサポートするためにこの制度があるということです。

すなわち、まず、ご本人たちの判断能力の低下によって不利益を被らないため、あるいは能力を活用して楽しみを見つけるようにという目的で、この制度が生まれたのです。何もできないのだから寝ていたらいいというわけではなくて、その方の楽しみ、趣味、喜びを見つける。どうしたらこの方に楽しく笑顔で生活していただけるのかを模索していくわけです。基本はその方の生活をサポートしていくということですが、後見人としてはそういうことをトータルで考えていくことになります。

### 3. 申立ての手続き等

申立てには診断書が必要です。診断書を書いていただくのはかかりつけのお医者さんで結構です。診断名は例えばアルツハイマーの「疑い」でも構わないのです。実際普段から診ていらっしゃるの方が分かりやすいと思います。後見制度をご利用されようと思えば、最初にこの診断書の用紙をかかりつけのお医者さんに持って行って、「成年後見制度を使おうと思うのです」と言ってください。そうすれば、いろいろと検査してもらえます。

診断書の7番目の項目に「判断能力判定についての意見」というところがあります。その「自己の財産を管理・処分することができない」にチェックが付けば後見開始相当、「自己の財産を管理・処分するためには、常に援助が必要である」となれば保佐の開始相当、「援助が必要な場合がある」場合は補助開始相当で、「管理・処分することができる」にチェックが付けば、法定後見の制度をまだ利用する必要はないということになります。ですから、最初に出すときに、これのどこにチェックが付くかで、申立ての類型が決まります。

例えば後見類型にチェックが付いたとしても、必ずしも審判書は後見で出てくるかという、そうではありません。ほとんどの場合は最初に後見類型で出したとしても、申立てのときに本人の鑑定があります。保佐と後見の間や補助と保佐の中間で鑑定がつくのですが、その鑑定員が精神科の医師なのです。医師がチェックを付けて、それで総合的に見て家庭裁判所は、これは保佐類型だな、あるいは後見類型だなということで審判書が来ます。審判書が来ると、それぞれに後見人、保佐人、補助人が付いてくるのですが、まずこの診断書、あるいは鑑定書、面接、あるいは添付された資料によって本人の類型は決まります。これは家庭裁判所の裁判官が審判という形で決めます。

このときに後見人や保佐人になられた方、今、保佐類型でいらっしゃる方の保佐人をされている方は、被保佐人の状態が悪化した場合、あるいは軽くなった場合は類型変更をすることができます。保佐でも、財産管理ができない状態になってくれば後見類型に類型変更の手続きをします。このときにはまた申立書を書いて類型変更の手続きをする必要があります。あるいは後見類型であっても後々よく見ていくと、本人が保佐類型ぐらいに元気になってきたという場合にも類型変更をします。

なぜかといえば、後見類型は選挙権がないのです。私の被後見人も選挙の



ときになると選挙に行きたい、自分はテレビを見て誰に入れるか決めていると言うのですが、選挙権がないのです。その方は施設に入っていられるので、職員さんに不在者投票のときにその方が分からないように、ほかの方を選挙に連れていってくださいと頼んでいます。施設の方は「大丈夫です。このフロアの方はみんな投票されない方ばかりです」と言われるのですが、後見類型は投票権がなくなることを頭に入れておいてください。

親族後見では、夫、妻、娘や息子、めい、おいなどがなられていると思うのですが、受任予定者は基本的にはどなたでもなれます。ただ、申立てのときに名前を書いたからといって、その方がそうなるとは限りません。面接等によってその方がなるのに妥当かどうかを裁判官が決めます。

大事なことは、本人がどのように暮らしたいかだと思います。「同意行為目録」の一番上の左の方に（補助用）とあるのは、補助の方にはこれを付けてくださいということです。なぜかといえば、「同意権・取消権」の「付与の対象」には「申立ての範囲内で家庭裁判所が定める『特定の法律行為』」と書いてあります。この「特定の法律行為」がこの同意行為目録ということになります。ここで補助の方は、必要なところにだけチェックしてくださいということです。例えば知的障がいの方で、クレジットカードをどんどん使うということで非常に大変だ、あるいはインターネットなどの通信販売で物を買うということになれば、そこのところにチェックを付けて、補助人の同意がなければ契約ができないということにしておけば、同意権・取消権が生じて、本人が勝手にクレジットカードと契約をしたとしても後で取り消すことができるわけです。

それならこれは全部付けておけばいいではないかと思うでしょう。ところが、それは駄目なのです。ここ3～4年ぐらいの範囲で起こり得ることと、今、困っていることについてチェックしておけばいいかと思います。

保佐類型の「保佐開始の審判」のところと「同意権・取消権」のところを見ていただくと、「民法13条1項各号所定の行為」となっています。この同意行為目録が民法13条1項の内容です。ですから、ここに書いてある全部のことは保佐類型の場合は同意権・取消権として既に付いているということです。だから、保佐の方や後見の方はここにはチェックは要らないので、補助だけチェックを付けてくださいということです。また、保佐類型の方でこれ以外に同意権などを付けたい場合は申し立てることができます。

もう一つ見ておきましょう。「同意権・取消権」の後見類型のところで、「日常生活に関する行為以外の行為」。ですから、日常生活以外のことであれば同意権と取消権があるということです。すなわち、後見類型であっても、お菓子や自分の好きなパンを買ったり、服をちょっと買うという日常的なことは本人の行為でできるということです。

次に代理行為目録があります。これは一番左端の上に（保佐、補助用）とあります。一枚物の「代理権」のところを見てください。先ほどの「同意権・取消権」の下です。「付与の対象」のところは、補助と保佐は「申立ての範囲内で家庭裁判所が定める『特定の法律行為』」ということになっていますので、ここにチェックを付けていきます。補助と保佐の方は、このチェックを付けた分だけ代理で補助人や保佐人ができます。反対に、例えば本人が不動産を持っているからということで、この賃貸のところにはチェックが付いていなかったとします。そうすると、例えばお父さん、お母さんが、あるいは子どもさんでも構いませんが、売却のところにはチェックが付いているので家の売却はできたけれども、今度住むところの賃貸契約はできないということになります。ですから、必要だと思われるところにはチェックを付ける必要がありますが、これもすべては駄目ということです。すべて付けると後見類型と一緒になるということなので、必要なところだけチェックを付けていくということになります。

このようにチェックを付けることで同意権や代理権を付与されることがありますが、これは状態などいろいろな必要な事項が出てくれば、後でも追加できます。そのときには代理権の付与の申立てをします。

最初に言い忘れましたが、大阪の場合は、大阪家庭裁判所には申立セットというものがあります。この申立セットの中にこういう様式が全部入っておりますので、まず申立てをしようと思えば、家庭裁判所でこういうセットをもらってください。あるいはお近くの地域包括支援センターなどに相談に行かれたときに、こういうセットをもらうことも可能かもしれません。

申立ての際には、本人の財産状況を書かないといけません。本人の財産が今どれだけあるかという財産目録を出さなくてはいけないのです。例えば不動産はどれだけ、生命保険は入っているのか、預貯金や証券はあるのか、あるいは借金はあるかということを財産目録に書いて出します。そのときに現物のコピーを付けます。コピーの取り方はA4の用紙に1枚ずつ、通帳の



表、裏、それから、1、2、3、4、5と最初のページから全部付けて、それをホッチキスで一つの銀行ごとに止めます。必要な書類は全部A4の用紙に1枚ずつコピーを付けて出します。

それから、諸費用はどれぐらいかかるかということです。申立セットの後ろに「申立てに際してご用意していただく書類等（チェック表）」が付いています。そこで申立書類と付属書類ということで、申立ての書類、あるいは申立てに関する本人に対する照会状というものがあります。これは皆さんが書きやすいと思います。どういう経過で、いつ生まれて、いつどんなことがあって、どんなご病気をされたかとかいうようなことを書きます。親族関係図も書きやすいと思います。それから財産目録です。先ほど言いましたように資産はどれぐらいか、あるいは収入はどれぐらいかということです。それから、候補者です。誰が候補になるのかということで、お父さんか、娘さんかとかいろいろと書きます。それから、費用関係ですが、収入印紙は800円です。登記用として2,600円、これは4,000円から値下がりしました。あと郵便切手です。気を付けていただきたいのが、3,700円分とあるから3,700円分どれでもいいかと思うと駄目で、内訳どおりのものを買ってほしいのです。それから、鑑定料は5万～10万円ぐらいです。これは申立人の負担です。費用は申立人の負担が基本になっています。特別な場合は家庭裁判所に上申すれば戻してくれるのですが、基本は本人の負担ということです。あとは謄本関係です。全部載っているもの、あるいは本人についての資料としてここに書いてあるものが要ります。

それから、候補者については住民票や欠格のないことを証明するという陳述書が必要です。候補者になる方が例えば先に被保佐人になっていたりすると駄目です。あるいは本人がふさわしくないようなことであれば駄目なので、それが登記されていないことの証明書を法務局で取ります。自分は以前に認知症などで低下していることを登記されていないという証明書を取ります。

それから、親族のみの同意書です。これは家庭裁判所が照会をかけるときに手間を省くためにこれを付けることになっています。例えば兄弟仲が悪くて、一人が経済的な虐待をしているとき、その経済的な虐待をされている方に同意書を取ってと言っても、その方は親のお金を自由に今まで引き出せていたのに、引き出せなくなるということで反対をする場合があります。ですから、やはり自分の費用で必要な書類を添えて申立てをするというこ

とです。

その申立てををするときに、自分一人ではちょっと分からないというときに支援をしてくれるところがあります。後見制度のことが分かりにくいといえ、後見支援センターに予約を取れば相談に乗ってくれますし、身近なところでは包括支援センターでも相談可能です。それ以外に弁護士ではひまわり、司法書士会のリーガルサポート、社会福祉士会では社会福祉士の相談センターがありますから、予約を取って相談していただくことも可能です。社会福祉士会では、ひまわりもそうだと思いますが、出張相談もやっております。また、申立てをしようと思っているがこういう場合はできるかなど、いろいろな心配があると思いますが、相談するときに、事前に先ほどあった診断書を取っておいていただいたら、申立支援をするときにもスムーズに時間短縮ができるかと思います。

#### 4. 後見人等の職務と限界

後見制度は財産管理がメインですが、もう一つ、本人の楽しみやこれからの生活を支援するという意味で身上監護があります。これは生活環境の整備等を行っていくための法律行為です。身上監護とは、例えば家族がされているように洗濯物を洗ったり、掃除をしたり、本人と一緒に買い物に行ったり、そういうものを事実行為と云うのですが、それは後見人等の業務ではありません。後見人は、介護事業者と契約をしたり、あるいは入院しての医療行為が必要になったときには、病院と入院の契約をして生活環境や医療環境を整えていくことをやるのです。

ですから、後見制度には、親族後見と第三者後見があります。私たちのように社会福祉士が後見業務を行う場合は第三者後見になります。親族が高齢のために後見人になれなかったとか、お一人の方などを受任しているわけですが、親族が後見人になられている場合は現実的に皆さんの中でこれは法律行為、これは事実行為と分けずに、本人に必要なことは全部されていると思います。本当はこれは後見人業務、これは親族としての行為と一つずつ確認をしていけば分かるのですが、そういうことはめったにされないと思います。しかし、親族後見と第三者後見とはやれる範囲が少し異なるのです。

それはなぜかといえば、親族としての立場で物事がやれることが結構あるからです。親族としてやれることには、医療の同意があります。例えば「手



術をしますか」「この薬を使ってもいいですか。副作用はこういうものが出ますが、いいですか」と言われた場合、私たち第三者後見では、医的侵襲と言って、手術など本人の一人上のかかわるような行為や、細かいことを言えばインフルエンザの予防接種の同意を書いてくださいなどは「私には権限がありません」と言わなければいけません。ところが親族なら、後見人であるお母さんが息子さんのために「インフルエンザの予防接種をしますか」と言われれば、今度は親族としての顔で「はい、します」ということになります。そこのところが第三者後見と親族後見の大きな違いかと思えます。

身元保証人もそうです。私たちは第三者だから、全体を受け入れた身元保証人になれないのです。後見制度は生きている間だけの仕事です。ですから、亡くなった後の仕事はお一人の場合などやむを得ない場合はしておりますが、それは権限なしにやっているわけです。つい最近も家庭裁判所と相談して、納骨までやりました。しかし、本当はその権限がないわけです。しかし、親族の場合は、生きている間の後見業務をやった後、親族としての立場でお葬式もあげることができます。

私たちが施設の入所契約のときどうするか。病院や施設入所では必ず身元保証人を書く欄があります。私たちはその権限のない行為までするわけにはいかないので、身元保証人と書いてあるところを「ここを成年後見人と書かせていただいていいですか」と聞いて、いいと言われたら、お金は本人の持っている範囲でお支払いしますということで、そこを「成年後見人」と書いて提出させていただきます。皆さんの場合はそういうややこしいことをしなくても、身元保証人のところにサインされていると思います。それは親族としてやれているということです。そこのところが第三者後見と親族後見の違いかと思えます。

後見人に就任すると、家庭裁判所に1か月以内に財産目録や本人の生活状況、これから先の収支の状況、通帳のコピーを提出します。これは申立てのときに出したからもういいだろうというのではなくて、もう1回出してもらいます。例えば皆さん方が後見人になられたときには、後見人になって1か月以内に再度出していただくことが大事です。そこからスタートすることになります。出すときには控えを取っておいてください。私は念入りに最初の財産目録だけは提出するときに2枚送りまして、返信用の封筒を付け



て、そこに受領印を押して返してもらうことをしています。そうすれば、これは家庭裁判所が受け取った資料だと分かるので、一応そのように私はしております。

もう一つよく聞かれることが、後見人になれば本人に身元保証人がいらっしやらないのか、身元保証人がいらっしやっても、後見人が本人の財産をもらうのかということとそうではありません。先ほど言いましたように生きている間だけの後見業務ですから、お亡くなりになられたら、それから先は相続人に引き渡しをするということです。相続人がいない場合は探してもらいます。お金が50万円以上あれば、相続財産管理人を頼んで探してもらって分配してもらうということになりますので、残余財産は法定相続人に渡します。

そのときも注意を払っています。一人の人に渡さないということです。相続人全員の印鑑証明や実印をもらって、全員が来られなかったら代表者に委任をしてお渡しします。ですから、皆さんが気を付けないといけないのは、自分が相続人であり後見人であるとなったときに、親の面倒を私が見ていたから、亡くなったら親のお金は私が全部もらうということではないということです。それは法定相続人で話し合いをして決めることになります。ですから、面倒を見ているということの意味合いが少し違っているということになります。

## 5. 後見人等の職務と親族としてのかかわり

後見人等の職務と親族としてのかかわりで面倒なのが、家計を別にすることです。今までなら一緒に暮らしていたら、例えばお母さんの年金から入ったお金は必要な分だけ引き出して生活の一部分に充てていた、別に断りもなしにそれができていたということですが、後見制度を利用するようになった場合には、小遣い帳でもいいですから、年金が幾ら入った、子どもさんの場合なら就労して2万円ももらったなど収入の部分を書いて、生活費幾ら幾らと付けます。そして、家庭裁判所等と相談して、自分の食費として幾ら家に入れるということなどの取り決めをして、本人のところから食費、あるいは生活費として取り決めをした金額を支出として上げていくということです。

そのときの支出として、皆さんが後見業務をした分の費用、後見業務としての報酬はどうなるか。ほかにご兄弟がいっぱいいらっしゃる中で一人だけ



が後見業務をして、本人のお金の管理などいろいろと面倒なことをやっています。ですから、そここのところの報酬は頂戴と言いたいところです。ところが、親族後見の場合には特別な場合を除いて、なかなかそれが認められないのです。なぜなら、民法などで親族を面倒見るのは当たり前ということがあります。「誰々に任意後見を委任します、その報酬は幾ら幾ら」と事前に明らかに取り決めがある場合は別ですが、取り決めがない場合で判断能力が低下した段階で申し立てたものには、必ずしも報酬がもらえるとは限りません。このあたりだけ了解しておいていただけたらと思います。

それから、金銭出納帳を分かりやすく付ける。皆さんの監督業務を行うのは家庭裁判所の調査官や書記官ですので、自分さえ分かればいいというのではなくて、分かりやすいように、できるだけ明確に書いておくということです。施設の費用など大事なものはコピーを付けて提出することが必要ですが、家庭裁判所の調査官によっても違うと思いますが、細かいものまで全部出さないということはなかなか言わないと思います。しかし、領収書関係はもらえるものはきちんともらって整理をしておいてください。

それから、相続の関係で、後見人になったから、相続税対策として今うちに被後見人の預貯金の中から自分名義に変更しようと思われる方がいますが、それは認められません。本人の財産は生きている間は本人のもので、それを判断能力がないのに勝手に移動させることは駄目です。本人名義で移動させるのはいいのです。例えばお父さんは5,000万円を〇〇銀行に入れていた、しかし、ペイオフの関係があるからそれを1,000万円ずつ五つの銀行に分けよう、そのときに後見人名義等にするのは駄目で、お父さんならお父さん名義にするということです。

また、多額の現金管理は許されません。多額の現金が家があれば、息子が車を買うのにちょっとおじいちゃんのお金を借りておこうという形で借りられている方がたまにいらっしゃいます。そうすると、何も経済的なことで虐待等はしようとは思っていないし、おじいちゃんが元気なときなら、孫のことがかわいいから「それは使っていいよ」ときつと言ってくれる。だから買ってもらおうということで、例えば200万～300万円引き出して車を買う。そういうことは駄目だということです。

ただ、現金の管理でも、少しだけ借りておこう、また返しておいたら分からないということで、一時的に流用することは可能です。そういうことに陥

らないためにも、多額の現金は家に置かないでおこうということになっています。

さらに、親族後見の方や第三者後見をやっている人が不祥事を起こすということもたまに新聞等に出たりします。そういうことを予防するために、多額の現金は家に置かないということです。だから、信託制度を利用しましょうということ。親族後見の場合は信託銀行を利用して、大きなお金が必要なときにはそちらから出しましょうということが、予防策としてなっているのかなと思います。

今、相続のことを言いましたが、同様なことがまだあります。判断能力が低下しているのに誰々にお金をあげようと言った場合です。その場で一時的に、「おじいちゃん、花子に100万円あげたい？」と言うと、おじいちゃんは「うん」と言ったから、100万円贈与という形であげた、そのときの判断能力はどうかということになります。また、違う場面では「そんなことは言っていない」とおっしゃることもあると思います。ですから、贈与対策や相続税対策のために本人のお金を流用することは、あまり適切ではないということです。ここでは「許されない」と表現させていただいています。

それから、被後見人の財産を減少させる恐れがあるため、資産の運用はしない。例えば、今、金が非常に運用するのにはいい、銀行に預けていてもお金は利息は少ないから、ちょっと金を買って投機をしようということを考えます。しかし、金の価格が下がった場合は損するということになります。株でもそうです。そのような運用は駄目だということです。

私が保佐人に就任したときには被保佐人の財産が全然分かりませんでした。なぜかといえば、本人が通帳や財産を全部取られてしまったとおっしゃったのです。取られたから全然分からないということで、私が就任した段階で一つずつ銀行に問い合わせをして、本人が預けてあるだろうなと思うところの預貯金を確定していったわけです。ところが、ご本人はいろいろな名義を使われていました。ペイオフの関係か何か分かりませんが、おいやめい、あるいは遠縁の人の名前だったり、自分のお茶の師範の名前を使っていました。おいやめいなど実在の方がいらっしゃる場合は、その方に「自分のものではありません」と書いてもらって、その預貯金の名義変更を本人のためにすることができました。皆さんの中でもご本人が認知症になられてから、ほかの兄弟に預貯金の名義を変えたりされている方もいらっしゃるかも

しません。また、ご本人に「あげたか」と聞いたら、「いや、あげてない」、ただ名前を使わせてもらっただけという場合もあると思います。そういう場合は本人のお金だということを明らかにして戻してもらうことができます。ただ、お茶の師範の名前は架空です。免状にはお茶の師範名だけしか書いていなかったのですが、本人と同一であると証明することはなかなか難しいのです。それは今も手続き中ですが、一つは印鑑が同じ印鑑を押していたとか、住所が一緒だという場合には、登録してある住民票のある市役所や区役所に行って不在証明書を取って、謄本や印鑑証明などの添付書類を付けて、一つの銀行は戻してもらうことが可能でした。しかし、必ずしもそうではないと思いますので、その辺は銀行等とよくよく打ち合わせをしていただいた方がいいと思います。家の中で何かのために違う名義の証書が出てくる場合があると思いますので、そのときにはそういうこともできるということを入念に入れておいていただきたらと思います。

あるいは本人財産を確定していくのに後から追加で出てきた場合にも、家庭裁判所に報告します。例えば私の被後見人は金貨を30枚持っていました。それは金かどうかわからなかったのですが、私は途中から後見人を交代したので、金は今、高いから売りました。130万円ほどになりました。皆さんも家の中に財産らしきものが多々あると思います。隠してあったりなどしますので、出てきた分はこれで売れましたという必要な書類を付けて、財産目録に記載します。最初に出した段階の財産目録だけではなくて、後で追加して出てきたものも、いついつに見つかりましたということで、追加で出していくということです。第三者後見ではきちっとみんなやっていると思いますが、親族の場合はちょっとしたことはいいだろうと思われるかも分かりません。しかし、自分のお金と被後見人等のお金はきちっと分けることが大事なことだと思います。

それから、居住用不動産の処分するときです。例えば住んでいる家、人に貸しているマンション、別荘など、不動産を多く持っていらっしやっとなります。住んでいる不動産に関しては、住む所がなくなったらいけませんから家庭裁判所の許可をもらわないといけません。アパートを借りているときもそうです。土地建物を持っているときもそうです。別荘や賃貸物件があって、それを売らないと生活ができないときは売っても構いません。あるいは管理するのにものすごく手間が掛かるから売却することもできます。ただ、居住

用不動産に関しては家庭裁判所の許可が要するという事です。

極端なことを言えば、親の住んでいた家が広い場合は、その土地建物を売ってほかのものにしようと思う場合もあれば、家がまだ新しいので安い価格で子どもか知り合いに売ろうと考える場合もあるかもしれません。しかし、それは不適切な価格ということになりますので、家庭裁判所の許可がおりないときがあります。ですから、適切な価格ということで見積書と不動産の評価額などを提出する必要があります。これは許可が必要ということ覚えておいてください。

それから、忘れがちになるのが居所です。例えば居所は住民票のある所（自宅）でも、今、施設や病院に入っているというときには、家庭裁判所に連絡しておくことが重要です。連絡票で住民票の変更はありませんが、今はここに入院していますということを、親族などは家庭裁判所の担当書記官に郵送で構いませんので出しておきます。そうすれば、家庭裁判所の書記官などは、それを見て変更したのだな、病気だったのだなと分かります。あるいはそこを退所して老人保健施設に入れば、いついつ付けて入りましたので変更しましたということ連絡する義務があります。家庭裁判所に連絡する業務も手間です。後見制度を使っていなければ出す手間も必要ではないのですが、家庭裁判所が絡んでいますので、連絡をしておかないと、ひょっとして家庭裁判所が本人に会いたいと思ったときに、そこに居なかった場合は困りますので、連絡をしておいてくださいということです。

## 6. 親族後見と専門職等との共同

それから、親族後見と専門職の共同作業があります。なぜかといえば、この後見制度が新しくできてからは複数でも後見人になれるようになったり、法人後見もできることになりました。親族後見で親御さんなどが後見人になられている場合、年齢順でいけば子どもさんより親御さんの方が先にお亡くなりになります。そのときにどのように移行していくかを考えなければいけません。

自分が後見人業務をしてきたが、体力的に大変になってきたというときに、家庭裁判所に複数後見をしたいということで申立てをすれば、自分の息子さんのほかのご兄弟が後見人になってくださるときもあります。そのときに息子さんと娘さんがいらっしゃったら、娘さんと親御さんとで複数後見す



ることも可能です。こうして一時期複数でかわり、スムーズにバトンタッチしていきます。ところが、娘さんが嫁いだので遠くにいるし、来るのも大変だろうということになれば、親御さんと専門家、第三者後見の共同にすることも可能です。例えば弁護士や司法書士、社会福祉士と一緒にやるなど、ペアでやります。そのときに分掌と言いまして、お金の管理は弁護士さんにやってもらって、身上監護の分は親族さんがやったり、あるいは分掌なくて身上監護も財産管理も一緒にするということもあります。ケース・バイ・ケースですが、それぞれよく話し合いをなさって引き継いでいってもらっていいと思います。

後見人をほかのご兄弟たちにするときにも、本人を将来こうしてあげたいという思いがあります。第三者後見と親族後見の大きな違いは、本人の性格や育ってきた環境を熟知されておられるので、やはり本人が楽しみにされていることを非常によく分かっていらっしゃることです。また、どういうことを嫌がるかということもよく分かっておられます。それはものすごくメリットです。私たち第三者が後見人になるときには試行錯誤で、こういうことをしたときに本人はいい顔をした、嫌そうな顔をしたということで判断したり、親族から、どこそこに旅行したときがあるとか、こういうときがあったよということを情報としていただきます。しかし、親族さんが後見人になれるというのは、本人にとっては非常にメリットが高いと思います。そのメリットを生かしていただき、それをうまく引き継いでいくために、ダブる期間があってもいいのかなという思いがあります。

それと、第三者後見になった場合に報酬を心配される方がいらっしゃいます。ちまたには「1人付いてもらったなら3万円要るよ」といううわさが流れたりしていますが、実は法人後見の場合は家庭裁判所に報酬付与の申立てをします。そうしますと、家庭裁判所がご本人が今後生きていらっしゃるであろうという推定年齢や財産状況などを加味して、報酬を出します。今まで親族の方が後見人をやられていて、お金が本人にないから生活費としてお金を出している方もいらっしゃるかもしれませんが、それは後見人として出しているのではなくて、親族として生活費を援助してあげているということです。だから、第三者後見になれば第三者に対して報酬を出さなければいけないと思われるかもしれませんが、基本的にはご本人の持っていらっしゃるお金の範囲でということになりますので、その後見人業務に対しての報酬分とし

て、親やご兄弟が負担することはあまり考えなくてもいいと思います。本人がお金を持っていらっしゃる中から家庭裁判所の裁判官がきちんと考えて出しますので、本当のことを言うと報酬がないケースもあります。その代わり少したくさん出るケースもあります。それは人それぞれによって違いますので、親族が報酬に対してあまり心配する必要はない、親族が負担しないといけないと考えることはないかと思います。

それから、親族や私たちが困ることは、専門外のことや自分ができる範囲外のことをする必要が出てくることです。私は被後見人が事業をやっていたということはないのですが、年金やちょっとした収入などの確定申告は後見人業務としてやっています。ところが、すごく大きな借金を清算するのに、私の力ではどうしてもできないという場合があります。そういうときには家庭裁判所に相談して、例えば弁護士さんに依頼したいというお伺いを立てて、OKが出れば弁護士に依頼します。そうすれば、弁護士に掛かった費用はどこから出すかという問題が出てきますが、本人がものすごく利益を得ることがあれば、「本人のところから出していい」と言われることがあります。ですから、家庭裁判所に「その費用は本人の貯金から出していいですか」ということもついでに聞いておいていただけたらと思います。土地や建物を買ったりする時には、司法書士さんなどは土地の価格や不動産価格を調べるのに有利であったり、売るルートもよくご存じなので相談することもできると思います。後見人が何もかもしなさいということではないということだけ、つかんでおいていただけたらと思います。

この後見業務の中で一番大切なことは、監督業務があるということです。私の母の場合でも、羽毛布団を買ったり、服を買ったり、着物を買ったりしていますが、そのまま放ったらかしにしていれば、やはり不利益を被ります。ですから成年後見制度の申立てをして、本人のお金の財産管理を娘の私がしています。それを家庭裁判所に報告します。報告をするのは、就任前の申立てのときと、申立てをしてから1か月ぐらい、あとは定期的に大体1年程度で出しています。そのときにも財産目録や必要な書類、前に出した後の通帳のコピーを全部出します。それから今後、施設で生活するのか、自宅で生活するのかということが起こってきますが、どこでどのように生活したいのか本人の希望を聞きます。どこで生活したいと言える人は少ないと思いますが、家で生活したいとか、「イエス」「ノー」「はい」「いいえ」という聞



き方なら大体答えてくれますので、そういう言い方で聞きます。漠然と「今どこで生活したい?」と聞くのではなくて、家で生活したいか、施設でしたいかというように区切って話を聞くようにしています。そうすると、「施設に居たくない」とたどたどしくうちの母は言うのですが、一応施設には入らない方向性で援助していくということになります。

ちまたではよく、「後見人が付くとすぐに施設に入れる」と言われています。第三者後見になると、お一人住まいの方なら不安定なので、やはり施設に入れようかということになります。私の被後見人さんの例の一つ出させていただくと、「家でできるだけ住みたい」とおっしゃいました。それで、その地域の包括支援センターの方、あるいは生活を援助する町会長さんなどの地域の方たちが会議を開いてくださりまして、土日や正月休みなどは配食サービスがないので、近くの町会の人たちが順番でお弁当をコンビニで買って持っていってくれるなど、できるだけおうちで過ごせるように工夫して、援助していただけたという例があります。この方の場合、今は認知症のグループホームに入られておられますが、それを探すときにもその地域包括支援センターの方と後見人である私と一緒にその地域でご本人に合うところを探しました。

昨日たまたまそのご本人とお会いしてきましたが、元気に過ごされておられます。不穏状態は前と同じなのですが、ここは別荘で、前の家はそのままあると思われているのです。実は家はとうに居住用不動産の処分の申立てをしまして、見積書も出してもらって処分をしました。皆さんも、親族としての感情面、第三者の専門家としての感情面、いろいろとあると思うのですが、私たちは第三者ですので、一応距離感があります。認知症がであろうがどうしようも、受入れはある程度できます。たまに私もつばをかけられたり、「帰れ!」と言われたりする被後見人の方もいます。しかし、私たちにはきちんとした垣根がありますから、それは病気がそうさせるのだなとか、自分がそういう状態になったということがつらいのだろうと思うことができます。しかし、皆さん方は後見人であると同時に親族です。そのときに感情面でどうなるかということです。

私自身も母親の認知症を受け入れる、あるいは私の夫が自分の父親の認知症を受け入れるということとはなかなか困難でした。すべてが分からないぐらいの認知症になれば理解はできるのですが、ムラがあります。分かるところ



と分からないところがあるときに、私たちは親族と違い後見人として冷静に判断できるところがあると思います。私たちは後見人として被後見人の利益を優先に考えます。そのときに皆さん方は親族ですので、自分の体力的や精神面の大変さを考えたときに、お父さん、お母さん、子どもさんたちのことについて冷静に物事を考えられるかというあたりがデメリットかと思います。

メリットは非常にあります。メリットは、先ほど言ったように、生活環境や本人の楽しみ、性格を知っているというのが非常にあります。それから、第三者が付くときに報酬などで本人の財産が減ることも予防できます。しかし、感情面で冷静に判断できるときがあるかないかということです。そういうときに少しサポートしてもらえるような機関があればいいかと思います。

今日は地域包括支援センターの方もいらっしゃっていますが、どうしても困るときは、そういうところに相談に行ったり、あるいは後見支援センターに、「私は後見人をやっているのですが、こういうことで悩んでいます」と相談に行っただけならば、適切などころにつないでもらうことも可能です。自分ですべてを抱え込まないということが、親族後見の方については一番大切なことかと思います。

先ほど言いましたように、親族後見人は、後見人としての顔、親族としての顔という二つを持たないといけないということです。ですから、物事をできなくなったときには、複数後見で考えていくということも一つの手立てかかと思えます。そうすれば、被後見人のことももう一人の方が一緒に考えてくださるということもありますので、一人で悩まないということが一番親族後見人にとっては大切なことだと思います。何か事柄が出てきましたら、それに対してそれぞれの専門家と相談して対処していただきますということですので。それには家庭裁判所の調査官や書記官の許可をもらうことも多々あります。また、居住用不動産などの処分には家庭裁判所の許可を必ず取らないといけません。また、定期的な報告書もきちっと家庭裁判所に出す必要がありますので、小遣い帳でもいいから出し入れをきちっと記載しておきます。私は、出し入れがある程度決まっている人で小遣い帳を付けるのが面倒な方が1人いらっしゃるので、お金を引き出すときには実際に要ったお金、例えば、1,000円で靴下を買えば1,000円引き出して、通帳の横に「何月何日、靴下」と書いています。そして、例えばサービスの利用料を1万2,000円渡し



たら1万2,000円という実際に要った金額を引き出しています。ですから、通帳を見れば金銭出納帳の代わりになるということで、手間が一つ省けています。

皆さんの中でまた質問等があると思いますが、時間が来ましたのでこれで終わらせていただきます。